## 静岡県告示第85号

静岡県交通基盤部総合評価落札方式による入札の事前審査登録申請書等の提出の時期、方法その他必要な 事項(平成29年静岡県告示第135号)の一部を次のように改正する。

令和2年2月21日

静岡県知事 川勝平太

第1の「静岡県交通基盤部総合評価落札方式」を「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式」に改める

第1の1(1)アの「ネットワーク(インターネット)を利用した」を「パソコン及びネットワーク(インターネット)を使用した」に改める。

第101(1)10「サービスとは、電子申請サービスのことで、」を「電子申請サービスとは、ふじのくに電子申請サービスのことで、」に改める。

第1の1(1)ウの「利用した」を「使用した」に改める。

第1の1(I)表中の提出の区分1「土木関係建設コンサルタント又は地質調査業者」を「土木関係建設コンサルタント、地質調査業者又は測量業者」に改める。

第1の1(1)表中の提出の区分2「共同企業体(注2)」を「経常建設共同企業体」に改める。

第1の1(1)表中の提出の方法、時期「(注3)」を「(注2)」に改める。

第1の1(1)表中の提出の方法、時期「(注4)」を「(注3)」に改める。

第1の1(1)表中の提出の場所等「サービスへ入力」を「電子申請サービスへ入力」に改める。

第1の1(1)表下の(注2)を削る。

第1の1(1)表下の「(注3)」を「(注2)」に改める。

第1の1(1)表下の「(注4)」を「(注3)」に改める。

第1の1②アの「ネットワーク(インターネット)を利用した」を「パソコン及びネットワーク(インターネット)を使用した」に改める。

第1の1②イの「サービスとは、電子申請サービスのことで、」を「電子申請サービスとは、ふじのくに電子申請サービスのことで、」に改める。

第1の12ウの「利用した」を「使用した」に改める。

第1の1②表中の提出の区分2「共同企業体(注2)」を「経常建設共同企業体」に改める。

第1の12表中の提出の方法、時期「(注3)」を「(注2)」に改める。

第1の12表中の提出の方法、時期「(注5)」を「(注4)」に改める。

第1の12表中の提出の方法、時期「(注4)」を「(注3)」に改める。

第1の122表中の提出の場所等「サービスへ入力」を「電子申請サービスへ入力」に改める。

第1の1②表下の(注2)を削る。

第1の12表下の「(注3)」を「(注2)」に改める。

第1の10表下の「(注4)」を「(注3)」に改める。

第1の12表下の「(注5)」を「(注4)」に改める。

第1の3の「共同企業体(特定建設工事共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体を除く)」を「経

常建設共同企業体」に改める。

第 1 の 3 (I) の提出方法の「サービスへ入力」を「電子申請サービスへ入力」に改める。 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。